

新	旧
<p data-bbox="389 201 882 225" style="text-align: center;">高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="165 277 297 301">第1条 略</p> <p data-bbox="181 354 450 378">(補助目的及び補助対象事業)</p> <p data-bbox="165 392 1106 531">第2条 県は、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、市町村、学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）等（以下「事業者」という。）が実施する幼児教育の質の向上のための次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <ul data-bbox="203 545 654 611" style="list-style-type: none">(1) 遊具等環境整備(2) <u>幼児教育の質の向上のためのICT化支援</u> <p data-bbox="165 660 371 684">第3条～第12条 略</p> <p data-bbox="226 737 320 761" style="text-align: center;">附 則</p> <ul data-bbox="165 775 1106 879" style="list-style-type: none">1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第8条第3項、第10条及び第12条の規定については、同日以降もなお、その効力を有するものとする。 <p data-bbox="226 928 320 994" style="text-align: center;">附 則 略</p> <p data-bbox="226 1083 320 1107" style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="210 1121 651 1145"><u>この要綱は、令和6年 月 日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1361 201 1854 225" style="text-align: center;">高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1128 277 1261 301">第1条 略</p> <p data-bbox="1144 354 1413 378">(補助目的及び補助対象事業)</p> <p data-bbox="1128 392 2069 531">第2条 県は、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、市町村、学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）等（以下「事業者」という。）が実施する幼児教育の質の向上のための次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <ul data-bbox="1167 545 1514 611" style="list-style-type: none">(1) 遊具等環境整備(2) <u>園務改善のためのICT化支援</u> <p data-bbox="1128 660 1335 684">第3条～第12条 略</p> <p data-bbox="1189 737 1283 761" style="text-align: center;">附 則</p> <ul data-bbox="1128 775 2069 879" style="list-style-type: none">1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第8条第3項、第10条及び第12条の規定については、同日以降もなお、その効力を有するものとする。 <p data-bbox="1189 928 1283 994" style="text-align: center;">附 則 略</p>

別表1 (第3条関係) (遊具等環境整備)

1 補助事業者

学校法人、社会福祉法人 (幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。)

2 補助対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費 (短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く。)

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1施設当たり 2,000千円

(2) 補助率

別表1 (第3条関係) (遊具等環境整備)

1 補助事業者

①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

学校法人、社会福祉法人 (幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。)

②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応

市町村、幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む) 設置者

2 補助対象経費

①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費 (短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く。)

②新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市町村が幼稚園 (幼稚園型認定

こども園を含む) へ配布する保健衛生用品等 (子供用マスク、消毒液、空気清浄機等)

の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに幼稚園の消毒に必要となる経費 (令和4年度補正予算分に適用する。)

③上記②に加えて、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量

の増への対応に必要なかかり増し経費 (人件費 (ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る。)、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等)

(令和4年度補正予算分に適用する。)

④ただし、上記②、③については、前述の経費のうち新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が

発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる経費に限る。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

1施設当たり 2,000千円

②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及

び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費

補助額

(認可定員19人以下の施設) 1施設当たり 300千円

(認可定員20人以上59人以下の施設) 1施設当たり 400千円

(認可定員60人以上の施設) 1施設当たり 500千円

(2) 補助率

- ① 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園
1/2以内
- ② 上記以外の幼稚園
1/3以内

4 留意事項

- (1) 交付決定年度に幼稚園であったものが、翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合についても、補助率を1/2以内として補助の対象とすることができる。
- (2) 短期間に消耗する物品とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 1回又は短期間の使用によって消費される性質の物品
 - ② 使用により消耗又はき損しやすく比較的短期間(1年以内)に再度の用に供し得なくなる物品
 - ③ ①②に該当するかどうか、判断しがたい物品については、1件の取得価額が100,000円未満のものをいう。
- (3) 個人の所要に係る物品とは、専ら一人が使用することを前提とした、共用することのできない物品をいう。
- (4) 補助対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備
 - ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園
1/2以内
 - イ 上記以外の幼稚園
1/3以内

- ②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費
 - (公立幼稚園) 1/2以内
 - (私立幼稚園) 10/10以内

4 留意事項

- (1) 遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備
 - ①交付決定年度に幼稚園であったものが、翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合についても、補助率を1/2以内として補助の対象とすることができる。
 - ②短期間に消耗する物品とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 1回又は短期間の使用によって消費される性質の物品
 - イ 使用により消耗又はき損しやすく比較的短期間(1年以内)に再度の用に供し得なくなる物品
 - ウ アイに該当するかどうか、判断しがたい物品については、1件の取得価額が100,000円未満のものをいう。
 - ③個人の所要に係る物品とは、専ら一人が使用することを前提とした、共用することのできない物品をいう。
 - ④補助対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。

別表2 (第3条関係) (幼児教育の質の向上のためのICT化支援)

- 1 補助事業者
市町村、学校法人、社会福祉法人 (幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。)
- 2 対象施設
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園
- 3 補助対象経費 (令和5年度補正予算分に適用する。)
指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。通信費等。また、資料の電子化を行うために必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費を対象とする。
- 4 補助基準額・補助率
 - (1) 補助基準額
 - 1 施設当たり 1,000千円 (6学級以下)
1,500千円 (7学級以上)
 - (2) 補助率
1/2以内
- 5 留意事項
 - (1) 教育に係る資料の電子化に必要なパソコン・タブレット等の備品は、教育の質の向上に資するものでなければならない。
 - (2) 対象となるシステム類に搭載する機能については、資料の作成を補助するものや作成した資料を保護者や教員同士での共有を容易にするものなど、幼児教育の質の向上に配慮されたものでなければならない。
 - (3) 対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、システム等のリース料や保守費等については、原則単年度の契約とすること。(複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。)
 - (4) すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象とならない。
 - (5) 通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。

別表2 (第3条関係) (園務改善のためのICT化支援)

- 1 補助事業者
市町村、学校法人
- 2 対象施設
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)
- 3 補助対象経費 (令和4年度補正予算分に適用する。)
園務改善に資するICT化に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。また、園務改善に資するICT化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品、付属品、消耗品の購入費も対象とする。パソコン・タブレット等の備品のみの購入も対象とするが、具体的な使用目的を定めた上で申請すること。
- 4 補助基準額・補助率
 - (1) 補助基準額
 - 1 施設当たり 1,000千円
 - (2) 補助率
3/4以内
- 5 留意事項
 - (1) 園務改善のために導入する支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や事務職員、保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握でき、管理・共有しやすい仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。
 - (2) ICT化に当たり必要となるパソコン等の備品は、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資するものでなければならない。
 - (3) 対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料等については、原則単年度の契約とすること。(複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。)
 - (4) すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象とならない。
 - (5) 通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。

別表3 (第5条関係) 略

別表3 (第5条関係) 略

第1号様式（略）

第2号様式（第5条関係）

第 号

年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

補助事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

変更の内容

変更事業計画書（別記第1号様式の2）のとおり

変更の理由

添付書類

事業計画書を除くその他補助金交付申請書提出時に添付した書類のうちで内容が変更となるもの（変更部分を朱書き等で明示すること。）

第1号様式（略）

第2号様式（第5条関係）

第 号

年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名・生年月日〕

補助事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

変更の内容

変更事業計画書（別記第1号様式の2）のとおり

変更の理由

添付書類

事業計画書を除くその他補助金交付申請書提出時に添付した書類のうちで内容が変更となる書類（変更部分を朱書き等で明示すること。）

第3号様式（第5条関係）

第 号

年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

理由

第3号様式（第5条関係）

第 号

年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名・生年月日）

補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

理由

第4号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

実績報告書

年月日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付の決定を受けた高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、高知県補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 事業報告書（別記第1号様式の2）
- 2 事業実施に係る収支決算書（別記第1号様式の3）
- 3 (1)納品書、請求書及び領収証の写し
(2)購入状況・工事完了が確認できる写真
- 4 その他教育長が必要と認めるもの

第4号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名・生年月日）

実績報告書

年月日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付の決定を受けた高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、高知県補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 事業報告書（別記第1号様式の2）
- 2 事業実施に係る収支決算書（別記第1号様式の3）
- 3 (1)納品書、請求書及び領収証の写し
(2)購入状況・工事完了が確認できる写真
（新型コロナウイルス感染拡大防止を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等の場合）
- 4 かかり増し経費の支出内容・支出額を確認できるもの
- 5 その他教育長が必要と認めるもの

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名）

年度高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（又は変更決定）を受けました高知
県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、補助金交付要綱第8条第3項の規定に
より、下記のとおり報告します。

記

内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定 額（補助金交付決定額）		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b)-(a)	円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を
添えてください。

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名・生年月日）

年度高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（又は変更決定）を受けました高知
県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、補助金交付要綱第8条第3項の規定に
より、下記のとおり報告します。

記

内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定 額（補助金交付決定額）		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b)-(a)	円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を
添えてください。